

# 集団扱保険制度のご案内

会員事業者(個人事業主、法人を問いません。)および  
会員事業者の従業員のみなさまにご利用いただけます。  
経費節減とともに企業防衛・福利厚生制度等にご活用ください。

## 集団扱保険制度の特長

### 保険料が割安です!

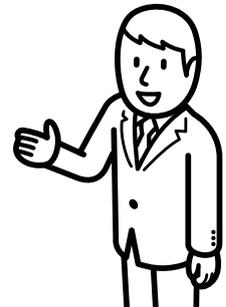
一般契約と比べて、割安な保険料でご加入いただけます。

#### ① 一括払(一時払)の場合

**5%OFF!** ※医療保険は一括払ではご契約できません。

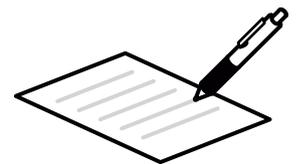
#### ② 分割払の場合

割増なしでの分割払ですので、一般の分割払契約より  
割安です。



### ご契約は、キャッシュレスでOK!

初回保険料は、後日(通常は保険期間開始月の翌々月)指定口座からの振替  
となりますので、お申込みの際現金をご用意いただく必要がありません。  
また、毎月の保険料も口座振替となります。

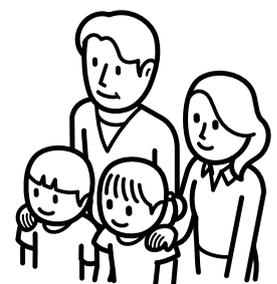


### 個人契約の場合、ご家族の補償もおトクに!

ご家族※1を被保険者(補償を受けられる方)とすることができます※2ので、  
ご家族の補償も一般契約と比べて割安になります。

※1 ご契約者本人(従業員)の配偶者および同居の親族に限ります。ただし、ご契約者が扶養する親族については、別居であってもご家族に含めることができます。

※2 ご家族は被保険者となることはできますが、ご契約者となることはできません。



#### ご注意

\*集団扱契約としてご契約いただけるのは、ご契約者および被保険者がAIG損害保険株式会社の定める条件を満たす場合のみになります。

\*集団扱契約を継続的にご利用いただくには、集団内での定足数[契約者数10名以上]や会員資格の維持等の条件があります。

\*集団扱契約でご契約後、会員資格を喪失された場合でも保険契約は継続できます。(保険料の変更等条件が変更となります。)

# 集団扱保険制度商品のご案内

## 事業者さま向け:企業防衛・福利厚生制度の充実に

### 業務災害総合保険 会員事業者(個人事業主、法人を問いません。)さまがご加入いただけます。

今や、過労やうつ病などの病気も労災認定され、高額な訴訟事案が発生するなど、企業にとって労働災害の問題は深刻です。各種見舞金をはじめ、充実の付帯サービスや弁護士費用・賠償金の補償がお役に立ちます。様々な雇用形態の従業員を補償します。

### 3つの特長

#### ① 貴社で働く方を幅広く補償します。

事業主、法人役員、社員、パート・アルバイトの方に加え、建設業の下請作業員や派遣社員、製造業などの構内下請作業員なども、補償の対象とすることができます。

#### ② 賠償金や弁護士費用なども補償します。

業務に従事する方のケガなどにより貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

#### ③ 従業員の年齢に関係なく病気による入院を補償します。

医師の診断や従業員の方々からの個別告知は不要で、保険料は売上高・業種により決定します。

※補償対象者は、社員、事業主、常勤の役員および常勤のパート・アルバイトの方のみです。

(注) 保険期間開始時またはこの保険契約の被保険者となった時より前に発病していた病気やその合併症は補償の対象となりません。



## 個人さま向け:従業員さまの生活設計のために

### 医療保険(実費補償型) 会員事業者の事業主・役員・従業員のみなさまがご加入いただけます。

医療技術の高度化により入院日数は短期化する一方で、入院にかかる医療費は高額化しています。入院にかかる治療費の自己負担額や諸費用にも備えられるのが実費補償型の医療保険です。さらに日本を代表する医師によるセカンドオピニオンなどのトータルメディカルサービスにより、さまざまなお不安に対してお客さまをサポートします。

### 3つの特長

#### ① 入院中の治療のために負担した公的医療保険制度の自己負担額を補償します。

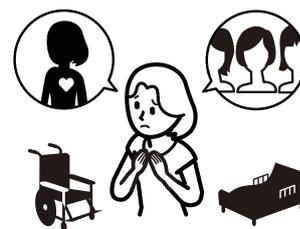
(入院治療費用保険金をセットされた場合)

#### ② 全額自己負担となる個室使用料等の差額ベッド代を「入院日数×3万円」まで実費で補償します。

(入院諸費用保険金をセットされた場合)

#### ③ 退院後2年までの間に自己負担したウィッグ(かつら)や乳房再建の費用、または所定の高度障害状態となり必要となった住宅改造の費用などを実費で補償します。

(回復支援費用保険金をセットされた場合)



●このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、各商品パンフレット等をご覧ください。取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。

●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

引受保険会社

**AIG損害保険株式会社**

お問い合わせ・お申し込みは

